

「外来種被害防止行動計画 第2版（案）」に対する意見の募集（パブリック・コメント）の結果概要及び意見・回答一覧

○令和7年1月31日～2月19日までの20日間、外来種被害防止行動計画 第2版（案）について意見募集（パブリックコメント）を実施。

1. 意見提出者の内訳

	e-Gov（電子）	郵送	合計
個人	27	0	27
団体	2	0	2
不明	6	0	6
計	35	0	35

2. 意見件数

全 35 件（うち有効件数 34 件）

※同じ内容である意見は1件として数える。

【テーマ別の意見件数】

（1）行動計画案に係る意見 計 27 件

（2） その他の意見 計 7 件

御意見とそれに対する考え方詳細

1. 行動計画案に係る御意見

番号 (提出順)	御意見の概要	御意見に対する考え方
(全体についての御意見)		
1-1	国民への普及啓発として、特に動植物飼育者に対して、飼育生物のみならず飼育に使用した土や水、他生物等の放棄の危険性をより積極的に啓発するべきであると考えます。	飼育に使用した土や水の廃棄について、特に当該生物の飼育に付随して導入される外来種が問題となる種においては、生態系被害防止外来種リストにて個別に注意喚起することといたします。
1-2	重要な内容が整理されている一方で、以下の点が懸念・疑問です。 「今まで重要性が主張されていたのに、実装されていない事柄」（例えば、外来種の早期対策）について原因説明や対策が示されていないので、本計画でも重要性を主張したが実装されないのではないか。どのように実装まで踏み込むのか。	ヒアリなど、一部の外来種については早期対策等が実際に行われています。また、本計画を通じた普及啓発や（345行目に「外来種の防除に当たっては、侵入の防止や定着の防止（侵入後の早期発見・早期根絶）が最も重要かつ費用対効果が高い。」と早期防除の有効性を記載）、720行目「②各主体による行動の促進に必要な支援」等の国による行動を通じて、実施を支援していくことを想定しています。
1-3	責務ややるべきことは明確である一方で、指揮系統が不明確に感じた。誰が主体となって優先順位を決めるのか、情報収集するのかが不明確であった。一部は「役割と行動」で書かれているが、その体制の指揮の流れがわかりにくかった。	指揮系統については、地域や主体、対象となる外来種によって状況が大きく異なることから、一律的な記載は困難です。役割分担の必要性については、第2章第2節（2）にて記載しているところです。
1-4	「地方公共団体」と「自治体」の単語が出てきますが、どのように使い分けていますか。明確な使い分けがない場合は、統一してよいと思います。	「地方公共団体」に統一いたします。
(第1章についての御意見)		
1-5	176～177行目、182～183行目：具体例として記載されている奄美大島のフィリマングースの根絶事例やタイワンザルの根絶事例の年度も記載していた方がよいと感じた。	該当箇所について、「奄美大島におけるフィリマングース等、根絶事例（ 奄美大島におけるフィリマングースの根絶については、2024年 ）もある」「タイワンザル等の根絶事例（ 2017年 ）もある。」と修正いたします。
1-6	201行目：図7「具体目標」リスト区分ごとの矢印の先に目標が記載されていない。記載が必要かと思います。 (図等の修正の同趣旨他2件)	御指摘を踏まえ修正いたします。

1－7	210 行目：「(3) 具体目標」 「①国単位の目標」において、『『侵入・定着防止外来種』のうち特定外来生物でない種：新規定着数を 50%以下に抑える』とあるが、新規定着数を新規定着種数とするなど、明瞭化したほうがよいのではないか。	リストには属等で掲載しているものもあるため、「新規定着種種類数」に修正いたします。
1－8	210 行目：具体目標において、特定外来生物のみが取り沙汰されており、ペット等として広く飼育されている種や国内外来種等が重要視されていない印象を受けた。全国的な積極的な防除を行うことが難しいとしても、特定地域での防除や普及啓発といった点で目標を設定することにも一定の意味はあるのではないかと感じる。例えばノネコについては、そもそも外来種であるという認識が特に動物愛護管理行政に携わる職員の間で浸透していないと感ずることがある。国として環境行政以外の分野とも積極的に協働して普及啓発を図る必要があると考える。	飼育されている外来種等については、具体的な指標の設定が困難であるため、原案どおりとさせていただきます。 一方で、飼養されている外来種の適切な取扱いについては、第 2 章第 2 節（2）や第 3 章の 3 にて記載しているところです。
1－9	214 行目：「・分布拡大の最前線の地方自治体のうち 8 割の自治体が、外来生物法に基づく防除を実施している。」 → ①「分布拡大の最前線」以外の既に定着して被害が甚大化した自治体については管理目標は想定していますか、すでに定着している自治体についても記載が必要だと考えます。 ②「外来生物法に基づく防除を実施」を管理目標としていますが、鳥獣保護管理法の許可捕獲による対策を実施している場合もあるかと思います。総務省の政策評価でも外来生物法の防除と鳥獣保護管理法の許可捕獲の利点等の整理が重要と指摘されていましたが、鳥獣保護管理法の許可捕獲ではなく、外来生物法に基づく防除を主体として対策を進めるべきとお考えですか。	当該記載は、特定外来生物を含む、生態系等への影響が特に大きな種及び新生態系被害防止外来種リストにおいて「総合対策外来種」とされた種のうち生物多様性の保全上の重要度が高い地域に定着している種についての目標ですが、特定外来生物全般を対象に「分布拡大を防ぐ」という目標が設定されています。 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の許可捕獲の実績については、指標設定が困難であることから、原案どおりとさせていただきます。防除においては、様々な関係法令の枠組みを活用しつつ、その法令を遵守しながら、実効性のある体制を確立することが最も重要であると考えます。
1－10	214 行目：表 1「個別に設定した管理目標」 「2030 年までの管理目標」において、「・分布拡大の最前線の地域のうち、1 以上の地区において、防除により低密度状態となる」としているものがあるが、分布拡大の最前線の地域ではあまり問題が生じていないことから対策への意識が薄く、最	今後の目標達成状況の評価の参考にさせていただきます。

	前線であることに無自覚なことが多い。そのため、十分な調査が行われず、密度が不明な状態であることが多いのではないかと感じている。低密度状態とする目標はよいが、その手前段階であるモニタリング調査（現状の把握）についても目標とした方がよいのではないかな。	
1-11	特定外来生物の指定状況についても何らかの指標を導入し点検と見直しを行うべきではないでしょうか。指定種が増えた場合に近縁の在来種の捕獲圧が高まることや、分類や指定時期そして専門家の意見によってその指定基準が統一されていないことなど、特定外来生物という制度の問題点はいくつかあるかと思います。法施行から約20年間にわたり指定種数が単調増加であり（オガサワラモクズガニなど外来種が記載された場合を除いて）指定解除の動きが全くと言って良いほど見られないというのも不健全では。	特定外来生物の指定については、侵略的外来種の被害やその恐れが発生状況を踏まえて指定しているものです。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
(第2章についての御意見)		
1-12	242行目：「地域単位での計画的な外来種対策の不足」 「地域単位での計画的な外来種対策」の「地域単位」が漠然としており、抽象的に思えます。 対象種によって対策すべき地域単位の空間スケールは異なると思います。また、都道府県>市町村>その中の保全対象地域など、「地域単位」にも階層構造があると思います。 空間スケールの異なる「地域単位」が混在する中、どのスケールの議論をしているのかを明確にする必要があると考えます。また、それが種によって異なる場合は、適切な「地域単位」の選定についても本項に記載する必要があると考えます。	御意見を踏まえ、437行目について 「①防除に係る主体の整理と参画 防除に当たっては、関連する主体を整理するとともに、特に関係が深い主体については協議会を設置するなど連携体制を構築し、合同で計画を策定することが望ましい。例えば、隣接する地方公共団体からの侵入が想定される場合は、地方公共団体間の積極的な連携が求められるなど、目標に応じて、連携すべき地域や主体も変わりうる。」と修正いたします。 また、管理目標における地域の定義について注釈を追記し、巻末注の地域の記載を以下のように修正しました。 「管理目標における整理は14頁を参照されたい。 本文中では一般的な呼称として、地方単位での対策主体や対策場所を指し、目標等に応じて、複数都道府県から単一の市町村、より小さい単一の地域まで幅広く設定されうる。」

1-13	367 行目：「原因者負担の原則」に関して、現案では「侵略的外来種による被害が発生した場合、その対策については、原則、被害発生の原因となった者が責任を持って行うことが求められる。」との記載がありますが「原因となった者」がどの範囲を指すのかが不明瞭のため、定義を記載するべきかと思います。 例えば、オオクチバス・コクチバスの拡散には釣り目的の人為的な放流が疑われる事例が相次いでいますが、その行為者までは特定されないケースが大半です。その場合釣り業界全体を原因者とみなすことができるのか、そういった点を明確にしたいです。	基本的には、外来種を逸出させた者、外来種を意図的・非意図的関わらず直接的に導入した者などを想定しています。 御意見を踏まえ、370 行目「原則、被害発生の原因となった者」→「原則、直接的な被害発生の原因となった者」と修正いたします。
1-14	392 行目：行動 1：対策優先度を踏まえた防除計画の策定 行動 1-1) 対策優先度の設定 指揮系統が不明確な印象を受けました。そのため、必要な事項の記述それぞれについて、どの主体が担うべきか、全ての主体が全ての項目を実施する必要があるのかわかりませんでした。 例えば、対策優先度の設定はどの主体がすべきなのか、全ての主体が個々にすべきなのでしょう。そのための基本情報の収集はどの主体がすべきなのでしょう。都道府県・市町村・市民すべてが独立して基本情報の収集をするべきなのでしょう。行政界を跨いで生息している外来種について、それぞれのリソースが限られている中、市町村などが基本情報の収集から実施することは現実的なのでしょう。	第 2 章第 2 節（2）の記載は、各主体が行う行動についての総論的な記載となっており、特定の主体のみが関係するものではございません。主体毎の行動は第 3 章で記載しています。 御意見を踏まえ、390 行目に、「各主体が行う行動について総論的に記載する。各主体は、後の第 3 章に記載された行動を実施するにあたり、本項の記載を参照されたい。」と追記いたします。 対策優先度については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の責務規定に基づき、国単位では国が、地域単位では都道府県（必要性に応じて市町村）が設定すべきと考えています。
1-15	405 行目：「1) 対策優先度の設定」「④基本情報の収集」において、「域内及び隣接した地域の外来種の分布や被害等状況に係る情報、防除技術等に係る科学的データを収集する」とあるが、どの部分の者が主体となって担当するのが名言されておらず、分かりにくいのではないかと。 上記に関して、928 行目「（2）2030 年までに集中的に実践する行動」における「行動 1：対策優先度を踏まえた防除計画の策定に係る行動」の②や、1178 行目の「5 研究機関・団体」の「（1）求められる役割」の①参照すると、都道府県が	第 2 章第 2 節（2）の記載は、各主体が行う行動についての総論的な記載となっており、特定の主体のみが関係するものではございません。主体毎の行動は第 3 章で記載しています。 御意見を踏まえ、390 行目に、「各主体が行う行動について総論的に記載する。各主体は、後の第 3 章に記載された行動を実施するにあたり、本項の記載を参照されたい。」と追記いたします。

	モニタリング指標を定めて運用する旨の記載があるため、都道府県あるいは研究者が行うとわかるが、情報の位置が遠いため、389 行目など関連情報の記載がある部分にも行う主体についての記述があると、分かりやすいのではないかと感じた。	
1-16	443 行目：行動 1：対策優先度を踏まえた防除計画の策定 行動 1-2) 各主体の連携による防除計画の策定 ② 侵入・定着段階に応じた防除目的・目標の設定 数値目標の設定は以前から重要性が指摘されていましたが、いまだほとんど実装されていないかと思います。その原因解明と対策をしない場合、本計画策定後も「重要性を指摘するものの、実装できない状態」が継続するかと思います。 なぜこれまで重要性が主張されてきたのに実装されていないとお考えですが、それについてどのように対応するべきとお考えですか。	第 1 章第 2 節及び第 2 章第 1 節に記載のとおり、外来種対策については、2015 年時点から一定の進展が見られるものの、地域における数値目標の設定に係る計画の策定が十分でないと考えています。 実装については、本計画にて数値目標の設定について啓発していく他、例えば地方公共団体等による特定外来生物の防除を支援する特定外来生物防除等対策事業では、地方公共団体が交付申請を行うにあたり、数値目標を含む適切な目標を設定することとなっています。
1-17	518 行目：行動 2：外来種対策の実行 行動 2-1) 地域内に侵入・定着した外来種早期対策などは 10 年以上前から重要性が指摘されてきましたが、被害が顕在化していない場合に対策の動機がなく、対策が行われていない状況かと思っています。その原因解明と対策をしない場合、本計画策定後も「重要性を指摘するものの、実装できない状態」が継続するかと思います。 なぜこれまで重要性が主張されてきたのに実装されていないとお考えですが、それについてどのように対応するべきとお考えですか。	第 1 章第 2 節及び第 2 章第 1 節に記載のとおり、外来種対策については、2015 年時点から一定の進展が見られるものの、地域における早期対策に係る計画の策定が十分でないと考えています。 実装について、本計画にて早期対策について啓発していく他、例えば個別のマニュアルにおいて早期対策の必要性を強調する等、引き続き普及啓発を行っていく必要があると考えています。
1-18	498 行目：外来種に関しては侵入させない為の対策が最重要であり、国から働きかけることが一番の対策であると考えます。	現状ではヒアリの対処指針などの例がありますが、今後も必要に応じて働きかけに努めてまいります。
1-19	700 行目：第 3 節 各主体の役割と行動 各主体の「2030 年までに集中的に実践する行動」は数値目標を立てる予定はありますか。	現状設定している目標の他、別途目標を設定することは想定しておりません。各主体の行動が実践されることで、設定している目標が達成されることにつながると考えます。
1-20	707 行目：国に求められる役割について、以下も重要だと考えます。 ①一級河川沿いの対策	御意見を踏まえ、789 行目に 「⑤国が管理する区域における外来種対策

	河川はコリドーとして外来種の移入経路になる可能性があるが、一級河川などは国交省管理であり地方公共団体による外来種管理が現実的ではない。また、河川管理の目的である「国土の保全または国民の経済」は現状ほとんど生態系保全やそれに資する外来種対策は含まれていない。 そこで、今後は国が管理する河川の対策を役割として含めるべきである。 ②都道府県界を超えた分布拡大が危惧される種への対策 具体的には利根川周辺のキョン対策などを想定している。 これまで房総半島のキョンは利根川が分布北限の移動障壁となっていたが、近年利根川を越える可能性が危惧され、対策が急がれている。一方で、利根川はキョンが定着している千葉だけでなく、茨城・栃木・群馬・埼玉など複数県に隣接する河川であり、この河川周辺の対策は明確に主導を握る存在にかけると考えられる。そこで、都道府県界をこえた広域対策が必要な場合は、国が対策の音頭を取るべきである。 また、外来生物法では国の責務として「分布が局地的である特定外来生物のまん延の防止」が定められており、現在本州では房総半島に局地的に生息しているキョンのまん延防止は国の責務であると考える。	各法令に基づき国が管理する区域において、必要に応じて、関係主体と連携しながら、外来種対策のために必要な協力を行う。」 を追加いたします。 都道府県界をこえた広域対策における国の行動については、778 行目に「③関係主体間の連携促進 地方公共団体の対策会議への参加や、地方支分部局主体による関係主体との対策会議の開催等により、複数主体への情報共有や、協議等の場の提供を行う。」と記載されています。 分布が局所的である特定外来生物とは、定着が全国的に見て一部の市町村（特別区を含む。）に限定されるなど局地的である特定外来生物を指します。キョンについては複数の都県における多数の市町村に分布が見られることから、分布が局所的である特定外来生物には該当しないと考えています。
1-21	843 行目：1 国 （2）2030 年までに集中的に実践する行動 行動4：情報の共有・発信及び調査研究・技術開発の推進 ③対策事例の整理・公表 について、失敗事例やうまくいかなかった理由の整理も重要かと思います。	対策の上で参考になる失敗事例については紹介をするなど、今後の参考にさせていただきます。
1-22	1285 行目：平成 27 年度の行動計画には「できる限りその動物に苦痛を与えない方法」という表現がございましたが、今回の『外来種被害防止行動計画 第2版（案）』ではなくなっております。代わって、1285 行目「防除に伴う捕獲個体の殺処分についての考え方等について、より高度かつ発展的に外来種問題を理解している状態となることを目指す」とされております。ただ、これは高等教育の場におけ	殺処分方法については、個別の種に応じた具体的な記載が必要であるため、必要に応じて個別の種のマニュアル等に記載するものと考えています。 基本的な考え方については、481 行目に「なお、捕獲個体の殺処分を行う場合は、従事者の心理的負担軽減や効率的な防除の観点にも留意しつつ、できる限り苦痛を与えない適切な方法で行うことが求められる。」と追記いたします。

	る人材育成のお話で、令和 27 年度よりさらに漠然とした内容となり、駆除の現場を対象としたお話ではございません。 防除を実施する側としては、より具体的な殺処分方法を提示いただくことが必要です。例えば、鳥インフルなどでも処分方法については、ある程度言及されております。「かわいそう」などの感情的な課題に終始するのではなく、合理的な根拠を示して頂けないでしょうか。望ましいのは、OIE 基準などに準拠した具体的な対応を示して頂けると、現場の矛盾や混乱、あるいは従事者のモチベーションへのマイナス影響を回避できると考えます。 よろしくお願い致します。	
1-23	1123 行目：6 業として...5→業として...	御指摘を踏まえ修正いたします。
1-24	1049 行目：対策設備の装備を民間企業の一存によるのではなく、国として指針を示す形が良いと考える。また、ルールや指針を策定した際には国内関連企業のみならず、海外企業（特に船舶）も併せて確実に実行できるよう英文での周知はもとより、船舶代理店を通じて確実に情報提供を行う体制が必要だと考えます。	当該箇所は、民間企業・団体における行動を記載したものであり、国の行動については 752 行目にて「②防除指針等の整備 ヒアリなどの国内に未定着並びにオオクチバス等の外来魚やアライグマ等の定着した特定外来生物の防除指針やマニュアル等を整備・関係主体に共有するとともに、それらが活用されるよう適宜関係主体へ働きかけを行う。」と記載されています。 周知の体制等については、今後の施策の参考とさせていただきます。
1-25	1368 行目：8 メディア等発信者 （１）求められる役割 誤った情報、外来種の定着を肯定する情報を流さないことも重要かと思います。 「正確な発信」に一部ニュアンスが含まれますが、改めて別項目として記載する必要がありますかと思います。	正確性についてはご指摘のとおり既に記述があり、また「外来種の定着を肯定する情報」については、その意図や背景が不明であることから、原案どおりとさせていただきます。
（第 3 章についてのご意見）		
1-26	1406 行目：定着防止外来種の定着進度の指標として[新リスト『『定着防止外来種』であり特定外来生物でない種』のうち定着した数(2025 年 3 月？2030 年末)]と[現行リスト『『定着予防外来種』であり特定外来生物でない種』のうち定着した数(2015 年 3 月？2020 年末)]の比較を用いるのは「定着進度が高まっている（生	定着進度は「定着種類数の前期間比」と定義しておりますので、原案どおりとさせていただきます。定着した外来種についての指標は別途 1430 行目に記載しているところです。

	息域拡大，密度の増大など）にも関わらず，後者には含まれるが前者には含まれない」ような種が存在し得るので不適切ではないでしょうか。	
1-27	1406 行目：第3章 実施状況の点検と見直し （2）定着した外来種の防除に係る指標 ①国単位で計測 ・「総合対策外来種」のうち特定外来生物で分布拡大をしなかった種数ではなく ・分布拡大した種数 ・分布縮小した種数 としてそれぞれ計測したほうが実施状況の点検ができるかと存じます。	縮小自体は目標に設定していないので、指標は原案どおりとさせていただきますが、今後の目標達成状況の評価の参考にさせていただきます。

2. その他の御意見

番号 (提出順)	御意見の概要	御意見に対する考え方
2-1	外来種の防除をもっと積極的かつ真面目に取り組めるようにして欲しいです。 今現在、身近な自然環境にアメリカザリガニ、ミシシippアカミミガメ、ジャンボタニシ、そしてイエネコ(野良猫&ノネコ問わず)などといった外来種が蔓延しているにも関わらず、地元の行政は全く動こうとしません。私は外来種問題に強く興味関心を抱いていますが、これでは問題解決に貢献することすらできません。 そこで提案なのですが、外来種の防除をボランティアではなく歴とした「仕事」にしてほしいです。外来生物を捕獲した数や重量だけ給料を出したり、捕獲した外来生物や野良犬、野良猫を駆除せずに自然界(屋外)から隔離した施設内に収容して終生飼養するといった活動を行うようにして欲しいです。 テレビなどで散々SDG'sや外来種問題を訴えかけているにも関わらず、全くそれら(特に自然環境や自然の保全)に取り組んでくれない日本中の行政をもっと活性化させて欲しいです。	御意見として承りました。
2-2	基本的に無許可での生物の放流、遺棄そのものに罰則を設けるべき。	御意見として承りました。

2-3	スクミリンゴガイ(ジャンボタニシ)やコウライオヤニラミといった現在も尚分布域を広げ被害が拡大している外来種を一刻も早く特定外来生物に指定する必要がある。 一方で、ガー科(ガーパイク)といった指定・規制前からペットとして多くの個体が飼育されており 2025 年現在も多くの飼育者が日本国内に存在する特定外来生物に関しては、今後も、飼育者が法律を認知していない若しくは飼育者の高齢化で飼育継続が難しくなった等の理由により野外に遺棄される可能性が非常に高いと思われる。 そのためそれらの種は条件付き特定外来生物に移動させるか生体所持・譲渡に関する規制は緩めなければならない。	頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
2-4	最新の学術論文に基づいた輸入規制および緩和を行ってほしい 特にテナゴコガネ類はヤンバルテナゴコガネとは属が違うクモテナゴコガネ属ヒメテナゴコガネ属がただ交雑または競合をするという可能性だけで特定外来生物に指定されている現状がある。 他にも爬虫類両生類に無根拠な憶測により規制を強いてないか精査してほしいと願う。	頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
2-5	ジャンボタニシなどの既存の生態系や農業などにおいて甚大な被害をもたらしている種類を規制せず放置せずの状態であり、熱帯産種含むガーや外国産ザリガニ各種など、科丸ごと等の個別の種の耐寒性や生態情報を検討せずに規制するのは個人的にどうかと思っている。 希少種や外来種問わず、採集や飼育、販売を禁止するよりも、放流行為の規制を求む。 ガー科魚類においてメキシコ産アリゲーターガーの分布北限種であっても水温 17 度で動かなくなることが知られており、それよりも南方に生息するトロピクス種やキューバンガーなどは沖縄県ですらも越冬が難しいものと思われる。	頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

	また、遊泳力も乏しいもので速い流れや増水するような環境では野外では生きられず、死んでしまうと思われる。空気呼吸の生態を持つため水面に氷が貼るなどの条件下では死んでしまい、閉鎖水域であっても繁殖・定着はほぼ不可能、餌を捕えるのも下手であり、日本のような動きの素早い小魚ばかりの環境では生息することも厳しい。	
2-6	ふるさと納税の返礼品としてヘラクレスオオカブトムシを排除するよう求めます。 近年、これをふるさと納税の返礼品として提供しようとの自治体が増えていきます。 総務省はふるさと納税の返礼品を認定する際において、公序良俗や自然科学的影響については自治体が責任を持つべきだとの見解を出しております。 従って、地方自治体には良識ある行動をとって貰わなければならない中で、前段のモラルに欠ける行動や言動、または、やみくもな参入実態などを考えると、国レベルでの指導の必要性を強く感じるしだいです。 つきましては、今次の「外来種被害防止行動計画 第2版」の作成においては、ヘラクレスオオカブトムシの現状について、調査した上で、当該種の自治体による拡散の停止について強い文言を用いて、これを書き込むことを求めます。	御意見として承りました。
2-7	未判定外来生物について、昨年の会合にて有識者の方が指摘されていたことですが、情報不足で輸入を禁じるのであれば学術目的に限り、特定外来生物と同様に飼養等を許可制とすべきと考えます。	頂いた御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。